

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

1. 実施した計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等名	大阪府柏原市						
地域内総人口（人）	65,916						
地域総面積（km ² ）	25.33						
地域の要件	人口						
地域の要件がその他の場合は 具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立年月日）							
組合を構成する市町村							

イ. 計画実施期間

開始年月日	令和3年4月1日
終了年月日	令和8年3月31日
計画期間	5年

2 目標の達成状況

(生活排水の処理)

生活排水処理に関する指標		令和元年度現状		令和8年3月31日		令和7年度実績	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道	54,370人	79.2%	55,980人	83.3%	54,496人	82.7%
	農業集落排水施設等	人	0.0%	人	0.0%	人	0.0%
	合併処理浄化槽等	8,060人	11.7%	5,882人	8.8%	7,227人	11.0%
	小計：汚水衛生処理人口	62,430人	91.0%	61,862人	92.1%	61,723人	93.6%
	単独処理浄化槽等	3,442人	5.0%	2,745人	4.1%	2,418人	3.7%
	非水洗化人口	2,772人	4.0%	2,582人	3.8%	1,775人	2.7%
	小計：未処理人口	6,214人	9.1%	5,327人	7.9%	4,193人	6.4%
	合計：総人口	68,644人	100.0%	67,189人	100.0%	65,916人	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	4,469キロリットル		3,285キロリットル		3,570キロリットル	
	浄化槽汚泥量	9,741キロリットル		8,348キロリットル		8,179キロリットル	
	合計	14,210キロリットル		11,633キロリットル		11,749キロリットル	

3 目標達成に向けた施策状況

目標指標	目標達成への施策状況
カ. し尿・汚泥の量に関する事項	・合併処理浄化槽の整備の促進 【浄化槽設置整備事業】 下水道整備が当分の間(概ね7年)見込まれない地域を対象に、10人槽以下の合併処理浄化槽設置者が設置に要する費用を助成する。 【公共浄化槽等整備推進事業】 浄化槽処理促進区域を対象にPFI方式により合併処理浄化槽を設置する。 ⇒平成25年度から実施。今後も継続した整備を促進する。 ・個人負担の軽減への支援 ⇒循環型社会形成推進交付金を活用した浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業（PFI方式）による補助を実施する。 公共浄化槽の既設浄化槽の寄附制度による支援を実施する。 ・市民意識の啓発 ⇒市広報誌やホームページを活用し、生活排水対策の必要性や合併処理浄化槽の有効性・利便性の周知を継続的に実施する。
その他	

4 目標の達成状況に関する評価

今期の事業実績は、浄化槽設置整備事業が計画目標15基に対し、2基の設置。公共浄化槽等整備推進事業が計画目標25基に対し、12基の整備であり、計画に掲げた目標は未達成であった。

その要因として、浄化槽整備区域（浄化槽処理促進区域等）において、世帯数や人口の減少、区域外への転出、過疎化等により整備対象の全体数の減少、高齢化する地域住民において、排水設備工事等の個人の費用負担、浄化槽設置の敬遠や需要が低下傾向などの点が考えられた。

市全体での汚水衛生処理率は93.6%となり、令和元年度の91.0%から2.6%の上昇しており、生活排水処理施設の着実な整備と共に未処理人口は減少が進んでいる。

○合併処理浄化槽処理人口・・・計画目標：5,882人（汚水衛生処理率：8.8%）、実績：7,227人（汚水衛生処理率：11.0%）

○汚水未処理人口・・・計画目標：5,327人（未処理率：7.9%）、実績：4,193人（未処理率：6.4%）と減少

引き続き、生活排水対策の必要性、合併処理浄化槽整備の有効性・利便性をホームページや広報誌等を通じて市民への周知に努め、循環型社会形成推進交付金を活用した浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業（PFI方式）を進めることにより、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のため、汚水未処理人口の減少に努めて参りたい。

（都道府県知事の所見）

・公共下水道の指標においては目標を達成できなかったものの、汚水衛生処理率（93.6%）は目標（92.1%）を達成しており、未処理人口も減少している。
・浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業によって整備された合併処理浄化槽は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与したと考える。
・汚水衛生処理率100%の達成に向け、引き続き、人口動向、住民意向、まちづくりの状況、各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ、各種汚水処理施設の整備や運営に取り組まれない。

※令和7年3月31日までに承認された地域計画については、なお従前の様式にて提出できるものとする。